

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年9月14日)

- 1 関西広域連合設立に係る動きについて 【企画課】・・・1ページ
- 2 中海会議幹事会等の概要について 【企画課】・・・2ページ
- 3 鳥取環境大学改革案評価・検討委員会の検討結果について
【青少年・文教課】・・・3ページ
- 4 平成22年国勢調査の実施（広報）について 【統計課】・・・6ページ
- 5 平成21年度決算（市町村分）に係る健全化判断化率・資金不足比率（暫定値）
について 【自治振興課】・・・7ページ
- 6 過疎地域自立促進方針の策定について 【中山間地域振興課】・・・10ページ

企 画 部

関西広域連合設立に係る動きについて

平成22年9月14日
企 画 課

関西広域連合の設立に向けて規約案等について議論するため、平成22年8月27日に関西広域機構分権改革推進本部第6回本部会議が開催されましたので、その概要について報告します。

- 1 日 時 8月27日(金) 13時45分から15時30分まで
- 2 場 所 リーガロイヤルNCB(大阪市)
- 3 出席者 ○関西広域連合に当初から参加する府県
滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、和歌山県知事、鳥取県知事及び徳島県知事
○関西広域連合に当初からは参加しない県
福井県副知事、三重県副知事、奈良県副知事
○上記以外の政令市及び経済団体
大阪市長、堺市長(京都市及び神戸市は欠席)
関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事(大阪、京都、神戸及び堺の各商工会議所は欠席)
- 4 議 事 関西広域連合の設立について(規約案、設立案等について協議)
- 5 合意事項 ○規約案及び設立案については、原案のとおり合意。
 - ・鳥取県及び徳島県については、部分参加とする。
 - ・分賦金額の算定について、少数の事務(3事業以下)のみに参加する団体は、均等負担の総務費の負担を軽減し、通常の団体の1/2の額に減額する。(鳥取県はこれに該当)○規約案等の府県議会への上程時期については、基本的には、足並みを揃えて、規約案等の議案を9月府県議会に提出できるよう努力することで合意。ただし、一部府県においては、府県議会とのさらなる調整を要するため、基本姿勢を踏まえつつ、努力したいとの意思表示がなされた。

【参考】関西広域連合参加予定府県の9月府県議会の日程

滋賀県	9月16日	～	10月13日
京都府	9月22日	～	10月8日
大阪府	9月22日	～	12月15日
兵庫県	9月22日	～	10月26日
和歌山県	9月8日	～	9月28日
徳島県	9月21日	～	10月18日
鳥取県	9月13日	～	10月8日

中海会議幹事会等の概要について

平成22年9月14日
企 画 課

中海の水に関する諸問題を協議検討する新たな協議会「中海会議」の第1回幹事会等が開催されましたので、その概要を報告します。

1 中海会議第1回幹事会

(1) 日時等 9月6日(月)午後2時～4時 国際ファミリープラザ(米子市)

(2) 構成(幹事18名)

国土交通省中国地方整備局河川部長、出雲河川事務所長

農林水産省中国四国農政局整備部長、境港管理組合港湾管理委員会事務局長

鳥取県関係部長、島根県関係部長

米子市副市長、境港市副市長、松江市副市長、安来市副市長、東出雲町副町長

(3) 内容

部会及びワーキンググループの設置要綱、検討状況及び今後の進め方等について、協議、確認を行った。

○中海湖岸堤等整備に係る調整会議

[所掌：中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認等]

○中海の水質及び流動会議

[所掌：水質及び流動などの調査・分析、水質改善策の評価・検討等]

○中海沿岸排水不良ワーキンググループ

[所掌：中海沿岸(彦名・崎津)の農地排水不良対策検討等]

○中海の利活用に関するワーキンググループ

[所掌：中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討等]

2 第1回中海湖岸堤等整備に係る調整会議

(1) 日時等 9月2日(木)午前10時～11時30分 鳥取県西部総合事務所(米子市)

(2) 内容

・河川整備計画(案)の説明及び湖岸堤防の実施箇所を進捗状況等の確認のほか、中海に係る県・市町の内水対策等の取組状況とその課題に関する意見交換、先般の台風4号の状況報告等を行った。

3 第1回中海の利活用に関するワーキンググループ

(1) 日時等 9月2日(木)午後1時30分～3時 鳥取県西部総合事務所(米子市)

(2) 内容

・「一体感の醸成～中海でつながる」「水面のスポーツ利用～中海に親しむ・遊ぶ」「海藻の利用～中海で循環する」「食文化～中海の恵みをいただく」「環境学習～中海を知る」を検討テーマ(切り口)として、今後具体的な取組の提案に向けて検討していくこととした。

鳥取環境大学改革案評価・検討委員会の検討結果について

平成22年9月14日
青少年・文教課

鳥取環境大学改革案評価・検討委員会の検討結果について、次のとおり報告します。

1 委員会の検討状況

* 第5回検討委員会（8月23日）

【概要】

- 前回の検討委員会での質疑事項について
 - ・経営試算（10年間）、収入構造（私立大学と公立大学の比較）について事務局から説明
 - ・鳥取環境大学と他私立大学との連携の可能性について大学から説明
- 報告書（案）について議論

◇委員の主な意見

- <鳥取環境大学改革案評価・検討委員会報告書（案）について>
- 「はじめに」について
 - ・広くアンケートを取り議論の参考にしたことを記載してはどうか。
 - 「これまで鳥取環境大学が果たしてきた役割」について
 - ・どのようなところに就職しているのか記載した方がいい。
 - 「鳥取環境大学の現状と抱える課題」について
 - ・経営の問題は非常に大きい。経営組織そのものの責任について述べなければならない。
 - ・授業料の水準や入学者の70%が東部出身であることを記載してはどうか。
 - ・経営と教学の責任が分散したからうまく行かなかったのではなく、理事会、学長、教職員の三者がうまくかみ合わなかったのではないか。
 - ・公立大学法人でも理事長と学長は分担しているところがある。連携が不足していたというわけではないか。
 - ・学部学科の再編には、学生ニーズだけでなく地元企業の要望の視点も入れる必要がある。
 - ・全国又は中四国の大学と就職率を比較してはどうか。
 - 「学部学科改編案の検証」について
 - ・環境学科と経営学科が具体的にどんな学習をするのかを記載しないとわかりにくい。
 - ・今までの低い評価を払拭し、環境大学の魅力づくりを強くアピールする必要がある。
 - 「設置形態の検討」について
 - ・県、鳥取市からの財政援助が地方交付税算入額の範囲内までと決めてしまうことは、今後の運営のことを考えると大学にとっては厳しい。
 - ・県民、市民の痛みとして負担することになると、環境大学について真剣に考えるようになるので、（交付税以上の）負担はあってもいい。
 - ・大学は儲かる場所ではない。与えられた運営費等の範囲内でそれ以上の効果を出すことが教育である。
 - ・アンケートの結果をみると、交付税の範囲内での経営を目指して欲しいという県民の思いがある。安定的な経営のために必要となる定員充足率を記載してもよいのではないか。
 - ・公立化で全てがうまくいくのか。公立化に安住しないような経営をしていく必要がある。
 - ・公立化すると県、鳥取市で中期目標を立て、毎年、実績を評価委員会で評価するので、チェック機能は働くし、私学よりも厳しくなる。

- 「企業や社会が求める人材育成のために行うべきこと」について
 - ・大学を支える企業等の努力についても記載すべきではないか。
 - ・企業に余裕があるときは協力もできるが、社員の採用は重要なことなので、妥協はできない。

<その他>

- ・公立化で全てがうまくいく訳ではない。県民、市民が支えながら、大学が一丸となって取り組まなければならない。
- ・大学は子どもたちにとって未来が語れる場。県民、市民がいかに自分のこととするかが重要。
- ・公立大学は設立団体の財政状況によって経営が変わる。公立化されても経営が厳しいことは同じ。
- ・公立化で未来が保証される訳ではない。これから様々な問題を乗り越えて欲しい。

2 県及び鳥取市への報告

*次のとおり、報告書が秦野委員長から県知事及び鳥取市長に手交された。

- ①平井知事への報告 8月26日(木)
- ②竹内市長への報告 8月30日(月)

◇報告書要旨

○本委員会では、鳥取環境大学が示した改革の取組みの検証を行うとともに、私立大学としての経営の継続、他の私立大学との提携、公立大学法人など様々な視点から今後の設置形態について検討を行った。

○とりまとめにあたっては、高校2年生及びその保護者、高校教員、県内企業、一般県民を対象とする「鳥取環境大学のあり方に関するアンケート調査」(回答数 4,260件)を実施し、広く県民、市民に対して、大学のあり方に関する意見の把握を行った。

○環境情報学部(環境政策経営学科、環境マネジメント学科、建築・環境デザイン学科、情報システム学科)の1学部4学科体制から、経営学部(経営学科)、環境学部(環境学科)の2学部2学科体制への改編は、進学動向、近隣大学の学部設置状況、地域貢献、学部名から教育内容が理解しやすいといった観点から理解できる。

○大手の私立大学は、少子化時代を見据え、中学校、高等学校との連携による学生の確保を重視している傾向にあり、地方の大学との連携は経営戦略として重視されておらず、経営面で鳥取環境大学の提携相手を見つけることは難しい。

○私立大学としての持続的な経営は困難な状況である一方、公立大学は設置団体の施策の方向に沿った人材育成や教育研究活動、地域貢献などが展開され、地域の発展に寄与することが期待される。また、学費も安くなり、県内高校生の進学の受け皿としても期待できるとの意見が交わされた。

○公立化は鳥取環境大学の地域貢献、入学生確保などの面で有力な選択肢であり、県内の保護者の教育費負担の軽減につながるものである。何よりも進路選択を目前に控えた県内の子どもたちの進学のことを考えると、大学の体力が残っている今のうちに、魅力ある学部 学科の改編等と併せて、公立大学法人制度を活用する公立化に向けた検討を速やかに開始すべきであるとの結論を得た。

- 公立大学法人化によりその後の運営がすべてうまくいくという訳ではない。今後の厳しい大学間競争を勝ち抜くためには、教職員が公立化に安住することなく、危機感を持ち、学生や地域のニーズを汲み取った大学の魅力づくり、大学運営の改革、経営改善について絶えず不断に取り組むなど、更なる努力が不可欠である。
- そのためにも、大学経営の権限と責任を明確にして、強力なリーダーシップを発揮しやすく、また、機動的な運営ができるような運営体制を構築し、目的の達成に向かって教職員が一丸となって取り組んでいくことが必要である。
- さらには、中山間地域や商店街等でのフィールドワーク、実践教育の積極的推進、社会人向けの特別カリキュラムの設定、中西部地区からの入学生に対する支援策など、魅力あふれる特色ある大学づくりに徹底して取り組んでいくことが必要であり、大学の創意工夫により、責任を持った経営判断のもとで果敢に実行していく必要がある。
- 鳥取環境大学の設置者となる県及び鳥取市においては、公立大学法人制度の趣旨に則り、明確な中期目標を設定し大学対し的確に運営の指針を示すとともに、中期目標に沿った適切な中期計画を大学が策定し、計画的な大学運営が行われるようにしていくことが必要である。また、日々の大学運営については、大学トップの強いリーダーシップのもと機動的な運営ができるような体制を確保し、基本的には大学の裁量に委ねていく必要がある。
- 一方で、こうした鳥取環境大学の取組状況については、県及び鳥取市において外部委員による事業実績評価を実施し、中期計画の達成度等を的確に検証し、課題を早期に発見し、原因を究明することにより、大学運営の改善、その後の大学のあり方にフィードバックできるような、事後評価による改善システムを構築していくことが大切である。
- 公立化にあたっては、県及び鳥取市が最終的に経営の責任を持つ体制となることから、健全な経営が維持されるよう、中期目標等により鳥取環境大学の経営努力を十分に促すとともに、県民及び鳥取市民の理解の得られる範囲での財政負担とすべきである。
- 県及び鳥取市が共同で鳥取環境大学を設立した経緯から、今後も県及び鳥取市が共に大学を支えるという体制を確保すべきであり、県及び鳥取市が共同で公立大学法人を設立し、財政負担についても等分の負担を基本とすることが望ましい。
- 公立大学は、県民及び市民の理解が得られなければ成り立たない。そのため、鳥取環境大学は今後、教育、研究、地域貢献活動を通じて、東部のみならず、中西部の幅広い県民、自治体、企業等から支持され、支えられる大学へと成長していかなければならない。そして、大学の知の資源を地域へと還元し、鳥取県全体の発展に大きく寄与していかなければならない。鳥取環境大学が地域の発展に欠かせない存在として、県民及び市民の理解のもと再生していけるよう、大学の改革に向けて県及び鳥取市の一層の取組を期待する。

1 国勢調査の概要

(1) 調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口構造、産業構造等の実態明らかにするため、大正9年（1920年）以来5年ごとに行う国の最も基本的かつ最大の統計調査で、今回は19回目の実施。

(2) 調査の期日 平成22年10月1日（金）

(3) 前回調査との調査方法の変更点

- 封入提出方式の全面導入（調査員への提出の場合）～ 個人情報保護意識への配慮～
- 郵送提出方式の導入～ 個人情報保護意識への配慮及び昼間不在世帯等の増加への対応～

2 県実施広報

(1) テレビ・ラジオ

日本海ケーブルネットワーク、中海テレビ放送、FM鳥取、DARAZ（ダラス）FM

(2) 屋外広告（懸垂幕の掲出）

東部地区：鳥取大丸、中部地区：倉吉パープルタウン、西部地区：米子しんまち天満屋

(3) JR車両内にポスター掲出（鳥根県との連携）

山陰本線内を走行する車両内に中吊りポスターを掲出。（鳥取駅～益田駅）

(4) ポスター掲示及び卓上ミニのぼりによる広報

各市町村、各団体、事業所、銀行、コンビニエンスストアなどで掲示

(5) 新聞、刊行物等

新聞広告、県政だより、各団体広報誌など

(6) ホームページ

国勢調査専用サイトの開設

(7) 公募（人口予想クイズ）

鳥取県の人口予想クイズを実施（募集期間9/1～30）

(8) 広報キャンペーン

9/1（水）	調査日1か月前キャンペーン（鳥取駅、倉吉駅、米子駅）
9/18（土）	ジャスコ鳥取北店でのキャンペーン
9/19（日）	倉吉パープルタウンでのキャンペーン
9/20（月）	ジャスコ日吉津店でのキャンペーン
9/1（水） ～11/4（木）	県立公文書館で「国勢調査資料展」を開催 （過去のポスター、第一回記念品、第一回報告書など）
9月中旬～下旬	県内各地で行われる県主催のイベント等に参加して広報活動

3 国実施広報

(1) テレビスポットCM（山陰中央テレビ）

(2) ラジオスポットCM（山陰放送）

(3) 全国紙5紙による新聞広告（朝日、読売、毎日、産経、日経）

4 市町村実施広報

(1) 懸垂幕、ポスター掲示による広報

(2) 市町村広報誌、町内会への回覧、CATV、防災無線等により広報

5 今後の調査・結果公表日程

〔調査員事務打合せ会〕：8月下旬から9月中旬

〔調査票配布期間〕：9月23日（木）～30日（木）

〔調査票の当初回収期間〕：10月1日（金）～7日（木）

〔調査票未提出世帯回収期間〕：10月22日（金）～24日（日）

〔人口速報集計（速報値）〕：23年2月公表予定

○全国、都道府県及び市区町村別の人口及び世帯

〔人口等基本集計（確定値）〕：23年10月末までに、順次公表予定。

○人口・世帯数の確定結果並びに人口の男女・年齢・世帯、住居に関する基本的事項等

平成21年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・資金不足比率（暫定値）について

平成22年9月14日
自治振興課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、市町村において平成21年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率が算定されました。

1 健全化判断比率および資金不足比率（平成21年度決算）【暫定値】

- (1) 早期健全化基準以上となる団体・・・日野町（実質公債費比率）
 (2) 経営健全化基準以上となる団体・・・米子市（流通業務団地整備事業特別会計）
 ※両団体とも平成20年度決算に基づく比率で基準超過し、平成21年度に健全化計画等を策定し取り組み中。

(単位：%)

指標 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担比率	公営企業の会計名および 資金不足比率
鳥取市	△2.81	△12.11	17.3	146.0	-
米子市	△0.60	3.53	21.1	200.1	流通業務団地整備 事業特別会計 60.6
倉吉市	△2.16	△6.34	20.0	114.6	-
境港市	△5.61	△8.62	18.7	121.8	市場事業費 8.1
岩美町	△2.31	△26.25	13.4	80.6	-
若桜町	△6.61	△21.38	17.4	49.6	-
智頭町	△6.06	△16.44	16.9	58.7	-
八頭町	△3.85	△6.47	14.4	105.8	-
三朝町	△3.56	△10.11	19.2	61.0	国民宿舎事業会計 7.1
湯梨浜町	△3.62	△12.69	18.1	144.1	-
琴浦町	△2.16	△9.14	17.0	180.8	-
北栄町	△3.48	△5.74	22.4	196.6	-
日吉津村	△7.40	△7.93	15.1	99.1	-
大山町	△3.55	△7.87	17.1	88.5	-
南部町	△4.21	△9.71	16.4	123.0	-
伯耆町	△6.39	△9.27	18.1	73.6	-
日南町	△6.76	△62.46	17.2	-	-
日野町	△5.31	△7.79	27.0	154.3	-
江府町	△4.71	△12.98	22.9	127.7	-
日野病院組 合					-
早期健全化 基準	11.25 ～ 15	16.25 ～ 20	25	350	
財政再生化 基準	20	30	35		
経営健全化 基準					20

※数値はいずれも暫定値であり、今後変動することがある。

※実質赤字比率・連結実質赤字比率が△である団体は当該比率が生じていないが、参考値として実質黒字比率・連結実質黒字比率を△表示している。

※「-」は、当該比率が生じていない（資金不足が生じていない）ことを表している。

※日野病院組合は公営企業を実施している一部事務組合のため、資金不足比率のみ算定する。

※市町村の標準財政規模、実質赤字比率および連結実質赤字比率の早期健全化基準は別表のとおり。

2 前年度との比較

- ・平成20年度決算で健全化判断基準を超えていた団体について比較。

(1) 健全化判断比率

市町村名	指標	平成21年度決算	平成20年度決算	増減理由
日野町	実質公債費比率	27.0 早期健全化基準超過	30.2 早期健全化基準超過	起債償還額の減及び交付税増によるもの

(2) 資金不足比率

市町村名	公営企業会計名	平成21年度決算	平成20年度決算	増減理由
米子市	流通業務団地整備 事業特別会計	60.6 経営健全化基準超過	54.4 経営健全化基準超過	地価下落に伴う土地収入見込額の減及び進出実績がなかったことによる実質収支の悪化。

3 健全化判断比率等の住民への公表

(1) 市町村の取組み

- ホームページで公表済み . . . 1 団体
- ホームページで公表予定 . . . 16 団体
- 広報誌等で公表予定 . . . 18 団体

(2) 県の取組み

健全化判断比率等は暫定値として県ホームページに掲載しており、市町村から確定値が報告され次第、確定値も県ホームページ等で公表。

4 今後のスケジュール

【県】

9月14日に平成21年度決算にかかる健全化判断比率等（暫定値）を公表。

10月30日までに平成21年度決算に係る健全化判断比率等（確定値）を公表。

【市町村】

9月議会にて平成21年度決算に係る健全化判断比率等の議会報告及び公表。

該当団体は財政健全化計画等の実施状況の議会報告及び公表。

(別表) 標準財政規模及び早期健全化基準

(単位：千円、%)

	標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率
鳥取市	51,108,776	11.25	16.25
米子市	30,355,651	11.79	16.79
倉吉市	14,617,143	12.81	17.81
境港市	7,858,211	13.79	18.79
岩美町	3,885,634	15.00	20.00
若桜町	2,216,564	15.00	20.00
智頭町	3,570,750	15.00	20.00
八頭町	6,997,060	14.05	19.05
三朝町	2,915,603	15.00	20.00
湯梨浜町	6,248,572	14.33	19.33
琴浦町	6,110,780	14.39	19.39
北栄町	5,040,771	14.97	19.97
日吉津村	1,286,525	15.00	20.00
大山町	7,302,724	13.95	18.95
南部町	4,502,027	15.00	20.00
伯耆町	4,961,212	15.00	20.00
日南町	3,745,511	15.00	20.00
日野町	2,354,587	15.00	20.00
江府町	2,228,790	15.00	20.00

※市町村の財政規模に応じて設定

早期健全化基準（実質赤字比率）＝ $[1/5 + \{(標準財政規模の額 \times 1/40) / 標準財政規模\}] \times 1/2$

早期健全化基準（連結実質赤字比率）＝ $[1/5 + \{(標準財政規模の額 \times 1/40) / 標準財政規模\}] \times 1/2 + 1/20$

(参考)

財政健全化法の概要

(1) 財政健全化法の目的

市町村の財政の健全性に関する比率を公表し、当該比率に応じて市町村が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定・実施することにより市町村の財政の健全化に資することを目的とする。

(2) 健全化判断比率等の種類

- ①実質赤字比率 : 一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、団体の財政規模に応じ11.25～15%以上で早期健全化団体、20%以上で財政再生団体。
- ②連結実質赤字比率 : 全会計の実質赤字額等が標準財政規模に占める割合で、団体の財政規模に応じ16.25～20%以上で早期健全化団体、30%以上で財政再生団体。
- ③実質公債費比率 : 一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合で、25%以上で早期健全化団体、35%以上で財政再生団体。
- ④将来負担比率 : 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合で、350%以上で早期健全化団体。
- ⑤資金不足比率 : 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合で、20%以上で経営健全化団体。

(3) 早期健全化団体等の義務

- ①健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を策定。
- ②再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を策定。
- ③資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定。
- ④毎年度、財政健全化計画等の実施状況を議会に報告、住民への公表。

(4) 国・県の役割

国の役割・・・財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、国は当該団体に対して予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

県の役割・・・財政健全化計画・経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県は当該市町村に対して必要な勧告をすることができる。

(5) 財政再生団体に対する起債の制限と再生支援策

- ①財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。
- ②財政再生計画に同意を得た場合、収支不足額を振り替えるため、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能。

【用語解説】

- 実質赤字額 . . . その年度の歳入歳出の単純差引額（＝形式収支）から、翌年度へ繰り越す財源を控除して赤字となり、繰上充用あるいは支払繰延を行った額。
- 連結実質赤字額 . . . 実質赤字額に、公営企業会計等の実質赤字額および資金不足額を加え実質黒字額および資金剰余額を控除して赤字となった額。
- 実質公債費比率 . . . 一般会計等の公債費に公営企業会計の公債費への繰出金や一部事務組合の公債費への負担金など公債費に準ずるものを加えた額から、公営住宅使用料や都市計画税などの特定財源と普通交付税に算入された公債費等を控除した額の標準財政規模に対する割合。

過疎地域自立促進方針の策定について

平成22年9月14日
中山間地域振興課

1 概要

平成22年4月1日に改正過疎法が施行され、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という）が6年間延長されることとなった。

過疎市町村が過疎債を活用する場合、各市町村において市町村過疎計画の策定が必要であり、市町村過疎計画は、県の過疎地域自立促進方針（以下「県方針」という）に基づいて策定される必要があるため、過疎法第5条により、県方針案を策定し、同条第4項により総務・農林水産・国土交通の3大臣への協議を行い、8月26日付で同意通知を受領した。

2 県方針策定の経過

過疎法が、従前の新法制定ではなく改正延長という形をとったことから、平成16年度に策定した後期県方針（平成17年度～21年度）を基本に修正することとし、庁内各部局に作業を依頼。中山間地域振興課で各部局作成分を取りまとめ、県方針素案を策定。その後の経過は以下のとおり。

- ・ 県方針素案事前協議（県→総務省） 6月15日付
- ・ 〃 同意回答（総務省→県） 7月26日付
- ・ 県方針案正式協議（県→3大臣） 7月29日付
- ・ 〃 同意通知（3大臣→県） 8月26日付

○本県の過疎指定地域 【下線は改正過疎法で新たに指定された町】

鳥取市（旧佐治村、旧用瀬町、旧青谷町）、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町（旧八東町）、湯梨浜町（旧泊村）、三朝町、大山町、伯耆町（旧溝口町）、日南町、日野町、江府町

3 県方針の特徴及び前回方針からの主な改正点

【特徴】

- ア 過疎法に定める項目に基づき、県内過疎地域が抱える問題及びその対応方針について明記。
- イ 改正過疎法で新たに指定された市町村の特性を反映させた内容を追加記載。
- ウ コミュニティビジネス、グリーンツーリズム等最近の傾向を踏まえた内容を追加記載。

【項目及び改正点】

1 基本的な事項	過疎地域の現状と問題、今後の方向、広域的な経済社会生活圏の整備等について記述。
【改正点】	安全な食糧供給拠点等過疎地域の公益的な役割の重要性及び県内の定住自立圏構想の取組及びその役割等について記述を追加。
2 産業の振興	農林水産業、地場産業、企業誘致、観光振興について記述。
【改正点】	岩美町、大山町・江府町、三朝町が指定地域に加わったことから、山陰海岸、大山隠岐の2つの国立公園及び三徳山についての記述及びグリーンツーリズムの普及、コミュニティビジネスについての記述を追加。
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	交通体系、県道、市町村道、農道及び林道の整備、情報化、地域間交流について記述。
【改正点】	岩美町が指定地域に加わったことから、兵庫県との連携について山陰本線が果たす役割及び過疎地有償運送等地域の実情にあった生活交通体系の整備についての記述を追加。

4 生活環境の整備	生活環境、消防・救急施設、簡水・生活排水処理の整備、森林・水路の復元等について記述。
【改正点】 森林・水路の復元により森林の持つ公益的機能の発揮、耕作放棄地の復元についての記述を追加。	
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者、児童、障がい者の健康増進についての対策について記述。
【改正点】 障がい者が暮らしやすい地域社会実現のための「あいサポート運動」の推進及び地域の実情に応じた地域密着型サービスの整備促進についての記述を追加。	
6 医療の確保	へき地勤務医師、特定診療科目に係る医療の確保について記述。
【改正点】 医療機関の相互連携及び小児科、産婦人科の確保についての記述を追加。	
7 教育の振興	教育振興及び学校教育施設、集会施設、社会教育施設等の整備について記述。
【改正点】 良好な教育環境の実現のために学校施設の耐震化を進めること及び廃校舎等について地域や産業の拠点として再整備するなどの有効活用についての記述を追加。	
8 地域文化の振興	地域文化振興の方針と施設整備について記述。
【改正点】 伝統芸能を再評価し後世に引き継ぐことで、地域の愛着と活性化に結びつけることについての記述を追加。	
9 集落の整備	集落整備の方針等について記述。
【改正点】 広域的な地域運営組織による地域課題解決のための取組について支援を行うことについての記述を追加。	

【参考】

1 市町村過疎計画の策定について

過疎法第6条により過疎指定市町村が策定する市町村過疎計画については、県への協議が義務づけられているため、事前協議を実施。

- ・ 7月9日～ 市町村過疎計画に係る庁内各部局意見照会。市町村ヒアリングを実施
- ・ 8月20日～ 市町村過疎計画事前協議についての回答文書送付（県→市町村）
- ・ 9月下旬 各過疎指定市町で市町村過疎計画議決（9月議会）
（注）若桜町は10月以降の臨時議会、伯耆町は12月議会で議決予定
- ・ 10月中旬 市町村過疎計画が県へ提出。県から国へ進達

2 県過疎計画の策定について

過疎法第7条により県も過疎計画を策定する。県の過疎計画は、市町村に協力して講じようとする措置についての支援計画的な位置づけとなる。10月中旬を目処に策定予定（策定後、3大臣へ提出）。